

ユニット型施設の職員の配置状況について（令和 / 年 / 月 月末現在）

施設種別	特別養護老人ホーム (空床短期を含む)		併設短期入所生活介護 (有・無)		特養と併設短期の 合計数	
	配置すべき職種	配置基準	配置数	配置基準	配置数	配置数
入所定員 (直近在籍者数)						
前年度入所者数 ^(注1)						
管理者(施設長)						
医師						
生活相談員 (うち常勤)						
①(㉑看護員+㉒介護員)						
㉑看護職員 (㉑のうち常勤)						
(該当する加算に○)						
(㉑のうち正看)						
㉒介護職員 (㉒のうち常勤)						
管理栄養士 栄養士						
機能訓練指導員 職種(看護職員)						
(該当する加算に○)						
介護支援専門員 (うち常勤)						
事務職員 調理職員(雇用者) 調理職員(委託) 清掃職員						
宿直者	②雇用形態【事務職員等・宿直専門職員・委託職員】③宿直者数 / 人/日					
その他 (職名と業務内容)	職名: リンナーオーバー 業務: 施設内 外 清掃 職名: 業務:					

- ※この表を作成する根拠となる「常勤換算表」は、別途作成してください。
 ※各基準の算定方法については、P7以降「第2 人員に関する基準」に基づき作成してください。
 注1: 人員配置の算定に用いる「前年度入所者数」は、実地指導対象年度の前年度(4月1日～翌年3月31日)の全利用者等の延数(=算定数)を前年度の日数で除した数とし、小数点2位以下を切り上げます。(老企40(5)①)
 (補足)新設及び増床分で前年度実績が1年未満の場合は、直近6月の利用者等の延数を6月の日数で除して得た数とし、小数点2位以下を切り上げます。(老企40(5)②)
 注2: 特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特養に必要なとされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。この場合、特養と併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。(条例第79号第130条第4項)
 注3: 併設短期の生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は常勤でなければなりません。ただし、併設短期の「定員」が20人未満の場合は、この限りではありません。
 注4: 併設短期の看護職員数については、特養のみの利用者数で算定します。ただし、併設短期の「定員」が20人以上の場合は、併設短期に「常勤」の看護職員を1名以上配置する必要があります。
 注5: 看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法(7ページ及び10ページを参照)で記入してください。

※外国人技能実習生の「受入要件」「配置基準への算入要件」等については、厚労省HPを確認してください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>